

新市庁舎建設に関する特別委員会での協議事項の報告

防災拠点の機能と役割を兼ね備えた堅牢な庁舎として、令和3年度中の供用開始を目指していた新市庁舎建設事業は、1回目の入札不調、2回目の不落に伴い完成が遅れることとなりました。人吉市議会では、新市庁舎建設に関する諸問題の調査を目的として、全議員18名をもって構成する特別委員会を令和元年6月17日に設置し、これまで5回にわたって特別委員会を開催し、議論を重ねてきました。

ここでは、市から示された次回の発注方針、設計見直し内容ならびに特別委員会において委員から出された意見や質疑応答などの概要について報告します。

1 発注方針

- (1) 工事名：人吉市庁舎建設工事 ※建築・電気・機械一括
- (2) 発注方式：JV方式（特定建設共同企業体）
- (3) 構成員数：2者又は3者
- (4) 代表構成員：総合評点値1,500点以上、5,000㎡以上の免震施工実績
- (5) 代表以外の構成員：本市格付A1等級「建築一式」に登録
※ただし、必ず市内に本店を有するA1等級の者が入ること
- (6) 予定価格：事前公表
- (7) 入札成立条件：参加申込数2企業体以上
- (8) 工期：全体25か月（余裕期間3か月、実工期22か月）
- (9) その他：電気設備工事及び機械設備工事に係る金額の10%以上の金額を市内企業（※）へ下請け契約又は資材発注を行うこととする。

※市内企業とは市内に本店、主たる営業所を有する者又は誘致企業

2 設計見直し内容

(1) 見直し項目

- ① 公共工事最新単価への更新（平成30年度単価⇒令和元年度単価）
- ② 見積書の再検討（再徴取、査定率精査など）
- ③ 什器整備計画に基づく、システム収納庫の工事追加
- ④ 消費税改定（8%⇒10%）
- ⑤ 本工事から一部の工事分離（別途発注、縮減の検討）
公用車駐車場、喫煙所（職員用）、通路屋根（歩廊）、議場椅子（執行部用）
2F・3F窓口カウンター、2F・4F会議室映像・音響設備、委員会室音響設備
- ⑥ 電気設備工事、機械設備工事を分割発注から一括発注

(2) 見直し後の工事価格について

上記の見直しにより前回工事価格より約1億5千万円の増額見込み。現計予算（継続費）内の流用等により対応。

新市庁舎建設に関する特別委員会での協議事項の報告

3 委員から出された主な意見・質疑に対する市の回答

Q 1 示された方針は、本体工事から分離した工事を市内業者に発注し、本体工事は大手1社単体を要件にする方向になっているのではないかと。

A 1 本体工事は1社単体ではなく、市内に本店を持つ者が必ず構成員として入るJV方式を採用する。

Q 2 本体工事から分離した工事は本体工事の入札状況や予算状況を踏まえてと説明されたが、場合によっては取りやめもありうるのか？

A 2 本体工事の入札状況や予算状況等全体事業費の執行状況を見据え、追加して執行すべきかどうかというところも含めて、議会に諮りながら進めていきたい。

Q 3 本体工事から分離せずに工事費をそのまま増額し、補正予算化することについてはどう考えるのか？

A 3 まず本体工事の着工を最優先とし、現計予算内で対応して8月から直ちに入札公告の手続きに入りたいということがあったため、増額ではなく本工事から一部の工事を分離（別途発注、経費縮減の検討）する今回の方針とした。

Q 4 本工事、電気設備、機械設備工事が、分離から一括にすれば、どうして2千万円が減額されるのか。

A 4 3本から1本の工事になることで、直接工事費にかかる経費（一般管理費）が1工事のみとなり、減額となる。

Q 5 建築・電気・機械の分離発注を要望したい。

A 5 応札者を増やし価格競争を促すため、業者からのアンケートを含め様々な角度から検討を重ねた結果、下記の理由から分離発注ではなく一括による発注が最も効果的と判断した。また、新たに下記②の要件を公告に明記することとした。

- ① 良質な社会資本を低廉な価格で整備し、維持する目的の達成のため、公正さを確保しつつ、良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達する市の発注者責任が求められる。
- ② 「地元企業への受注機会拡大等に関する陳情」が趣旨採択（※1）されたことに鑑み、出来る限り市内の建設業者にも還元できるように、電気設備工事、機械設備工事のそれぞれ、10%以上の金額について下請け契約等の条件を公告に明示する。
- ③ 建設業のみならず、全ての市内企業等（飲食業、宿泊業、観光業、その他サービス業等）にも経済効果が波及する方策も重要な視点である。
- ④ 一括発注とすることで、責任体制を明確にすることができ、建設工事期間中に発生する各種業務や対応について窓口を一本化でき、円滑な施工管理が図ることができる。
- ⑤ アフターメンテナンス、^{かしたんぼ}瑕疵担保等の責任（※2）体制について、明確化を図る。
- ⑥ 一括発注とすることで事業費削減の効果もある。

※1 趣旨採択（請願や陳情について、願意は十分理解できるが、実現性の面で確信がもてないといった場合等に、便宜的に趣旨には賛成という意味で議決する決定方法）

※2 ^{かしたんぼせきにん}瑕疵担保責任（請負人が工事目的物に^{かし}瑕疵（本来あるべき機能、品質、性能、状態が備わっていないこと）があった場合に、請負人が発注者（市）に対して負う責任）

Q 6 下請契約が、下請会社に非常に不当な価格での無理強いした内容になり、提示される下請金額では下請業者が集まらない場合もあるのではないかと。

A 6 建設業法令遵守ガイドラインや国からの通達（「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」等）により、元請負人と下請負人がそれぞれ対等な立場で、建設工事の適正な取引を実現することが厳格に規定されている。

また、同内容について発注者（市）にも周知徹底の通達が行われているため、発注者（市）としても下請契約の内容を精査し、この通達等に違反される状況があれば、適切に対応していく。

Q 7 電気設備工事、機械設備工事の10%以上の下請契約等の条件は必須なのか、努力義務なのか。

A 7 建設業法第19条の4

「注文者は、契約締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その建設工事に使用する資材又は機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させてその利益を害してはならない。」と明確化されており、必須条件とすることはできないが、関連法令等を遵守しながら、下請関連書類等により達成状況等を確認しながら強く要請していく。

Q 8 前回申し込まれた市内の建設業者等には、発注方針の変更について説明すべきではないかと。

A 8 入札の参加要件等を事前に特定の利害関係者に説明することはできない。なお、市が調達する工事等全般についての意見を交換するような会合の要望があれば、適切な時期を捉えて、開催について前向きに検討する。

Q 9 熊本県内に本店を有する建設業者への発注はできないのか。

A 9 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条には、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、透明性の確保、公正な競争、不正行為排除の徹底、契約された公共工事の適正な施工の確保が規定されているとともに、下記の理由により熊本県内に本店を有する建設業者の技術的能力等は、本工事の市が求める水準に達していないと判断した。

- ①公共工事の品質確保の促進に関する法律第12条には、品質確保に向け参加者の技術的能力の審査に関する規定がなされており、元請となる施工者には、監理者、設計者、免震部材メーカー等の施工体制を構築し、工事全般にわたって、設計図書のみでは推し量ることができない高度な技術的判断で施工精度を確保していく必要がある。また、監理技術者等の現場を采配する技術者は、免震構造に対する技術的能力やノウハウをもって管理・監督していくことが必然であり、その技術的能力の担保として、免震工事の実績は必要と判断した。
- ②建設需要過剰な状況下、資材、労働者の調達力の如何が工期遵守の最大のポイントと捉えている。
- ③事業費規模も大きく、資材費・労働費の支払い等も定期的に行う必要があり、長期にわたって安定した経済的基盤が必要となる。



Q 1 0 市庁舎建設工事から下請分の10%分を最初から分割して発注することはできないのか。

A 1 0 専門業種ごとに建築、電気設備、機械設備を3本に分離して行うことは何ら問題ないが、一体的な電気設備、機械設備の一部を、経済合理性、公正性等に反して工事を分割することは、工事の進捗管理や責任分界上の観点から、少なからず一連工事の履行に影響が生じ、工事本数の増加から経費増にもなることから、提示した方針で進めさせていただきたい。

なお、このことについて会計検査院は、『分離分割発注はその一部に経済合理性を欠くことがあり、地元中小建設業者の保護・育成という名目で実施される過度な分離分割発注は、発注に様々な歪みをもたらしている』と指摘をしているところである。

また、公正取引委員会等からも施工の合理性に反する分割発注は、一括下請負等を誘発・助長することになりやすいので、分割発注に当たっては、工程面等からみて分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討して行うよう要請がなされている。

以上のことから、入札公告には「電気設備工事及び機械設備工事に関して、市内に本店を有する者又は誘致企業に、契約金額の内、電気設備工事又は機械設備工事に係る金額の10%以上の金額を下請契約及び資材発注することとする。」旨を明記し、その達成状況を確認しながら強く要請していく。



Q 1 1 本体工事の一括発注の前にもう一度分離発注はできないのか。

A 1 1 これまでの発注方針については、議会において「地元企業への受注機会拡大等に関する陳情」が趣旨採択されたことに鑑み、本体建築、電気、機械と分離発注をし、それぞれの業種への受注機会の確保を図りたいとの思いを持って取り組んできた。しかし、これまでの本体建築工事の応札者は、第1回目は0者、第2回目は1者のみと、競争性を担保するにはほど遠い状況となったところである。

市民の要望は、品質が確保された低廉な庁舎の一刻も早い建設の実現であり、そのためには、競争性を高め応札者を増やすことが重要であると考えている。

競争性を働かせるためには、単体での発注が最も効果的な方法であるが、業者へのアンケートを含めた様々な角度から検討を重ねた結果、地元企業への受注機会を確保した上で応札者を増やすためには、今回の発注方式が最良であると判断した。

Q 1 2 公告前に、今回の発注方針の変更内容を含めて、報道機関を入れて説明するべきではないか。

A 1 2 公告前にその情報を出すことはできないので、報道機関を入れての情報提供は、市としては差し控えさせていただきたい。報道機関への提供は、何らかの方法で公告後に提供するなど、そのようなところで御了承をいただければと考えている。



4 その他委員より出された意見

入札公告に「電気設備工事及び機械設備工事に係る金額の10%以上の金額を市内企業へ下請け契約または資材発注を行うこととする」と明記するということが、10%以上としたら10%で止まる可能性もある。そこで、例えば13%以上とか、もう少し上乘せした形でできないか。できるだけ地元にも利益、還元があればいいと思うので、そういった上積みをやっていただくという努力も考えてもらえないか。

今回提案された問題は、特別委員会の中でしっかりと慎重に議論した上で公告されるべきだ。

前回は不調・不落であったが、不落の場合は、通常の入札ではもう1度同じ方式で実施をされるので、もう1回、同じ方式で実施したらどうかということをお願いしたい。

市としては、今回までの特別委員会で、各委員から、地元の建設業、設備の会社、全てに対してこういう要望があるということを真摯に受け止め、しっかりと今後の入札に対応していただければと思う。